

3.1.3 危機管理業務及びシステムの一元化標準仕様の開発

(1) 業務の内容

(a) 業務の目的

災害発生後の被災者の生活再建や都市機能の復旧・復興に関しては、さまざまな制度が用意されてきているが、統一的な視点でデザインされていないため、実際の運用の現場では多くの混乱が発生している。特に被害認定調査からはじまる一連の被災者支援業務には未経験のためシステム化されていない部分が多く、これら一連の業務のシステム化と研修プログラムの構築は首都圏直下地震に向けて緊急に解決を要する課題である。本研究では、応急・復旧に関わる現行の制度やシステムを前提としつつ、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの過去の災害対応の事例をふまえて、業務の基本単位、業務の順序、情報の流れ、組織体制などについて分析をおこない、災害過程全体を通じた災害対応業務の標準仕様の設計と、それに基づく標準的な危機管理対応業務支援パッケージの開発を実施する。さらに首都直下地震の特殊性を前提とし、被災者の生活再建支援に資する対応策のあり方の枠組みを構築し、実現可能性のフィージビリティを検証する。

(b) 平成22年度業務目的

首都直下地震を想定した非木造集合住宅の被害認定調査を円滑に進めるための調査方法と建設業界等専門家の活用体制のあり方について下記の検討を実施する。

1) プロジェクトの総合推進

サブテーマ研究グループの定例研究会、月例研究会、全体ワークショップ、研究成果報告会に参加し、プロジェクトを推進する。

2) 建設業界等専門家の活用体制スキームの構築

非木造集合住宅に対する各種類似調査との情報共有、自己診断を前提とした被害認定調査システムにおける専門家の活用体制、専門家動員を促進するための仕組みなど、平成21年度の検討成果を踏まえて、具体的な建設業界等専門家の活用体制スキームを構築する。

3) 実現性に関するワークショップの開催

上記2).で構築した建設業界等専門家の活用体制スキームの実現性を評価、検証し、実現に向けての課題抽出を行うことを目的としたワークショップ(WS)を開催する。WSの参加者として、行政担当者、類似調査の関連機関、保険業界、建設業界、デベロッパー、建築構造技術者、学識経験者などの参加を計画している。WSに先立ち事前のアンケート調査もしくはヒアリング調査を実施し、WSにおける議論の効率化を図る。

(c) 担当者

所属機関	役職	氏名	メールアドレス
(株)イー・アール・エス リスクマネジメント部	技師長	水越 熏	
	部長	中嶋洋介	
	副部長	鱒沢 曜	

(2) 平成 22 年度の成果

(a) 業務の要約

首都直下地震を想定した非木造集合住宅の被害認定調査を円滑に進めるための調査方法と建設業界等専門家の活用体制のあり方について以下の検討を行った。

1) プロジェクトの総合推進

サブテーマ研究グループの定例研究会、月例研究会（八都県市）での平成 21 年度の成果報告、および全体ワークショップ、研究成果報告会に参加し、各方面の関係者より意見や助言を得ながら、目的に沿ったプロジェクトを推進した。

2) 建設業界等専門家の活用体制スキームの構築

非木造集合住宅の特殊性および調査対象棟数を踏まえ、類似調査との情報共有の可能性、建設業界等専門家の動員可能性等について検討し、第 1 次調査は行政主体方式、第 2 次調査は自己申告方式による活用体制スキームを構築した。

3) 実現性に関するワークショップの開催

非木造集合住宅を対象とした上記 2) で構築した活用体制スキームの実現性を評価・検証するため、行政担当者、建設業界等専門家（建設業、デベロッパー、住宅リース会社、建物管理会社、確認検査機関、関連諸団体、等）および損保業界へのヒアリング調査を行うとともに、これらステークホルダーに学識経験者を加えた参加者によるワークショップを開催し、情報共有と課題抽出を行った。

(b) 業務の成果

1) プロジェクトの総合推進

サブテーマ研究グループの定例研究会では、サブテーマ全体方針に基づき各担当者と建設業界等専門家へのヒアリングやワークショップの開催方針などについて議論した。また、この研究会による行政へのヒアリングが行われ、行政の非木造集合住宅の被害認定調査に対する現状を把握することができた。

月例研究会（八都県市）では、平成 21 年度の成果報告を行い、各関係者より意見や助言を得ながらプロジェクトを進めることが出来た。

また、全体ワークショップ、研究成果報告会に参加し、本プロジェクトの全体像を把握し、本プロジェクトの位置付けを再確認するとともに、他のテーマ研究グループとの連携なども模索しながら、目的に沿ったプロジェクトの推進を行った。

2) 建設業界等専門家の活用体制スキームの構築

a) 概要

非木造集合住宅の被害認定調査を円滑に進めるための調査方法と建設業界等専門家の活用体制のあり方について検討するため、昨年度の業務¹⁾でまず首都圏（東京、千葉、埼玉、神奈川）の市区を対象に東京湾北部地震（M7.3）の震度分布を基に調査対象棟数の推定を行い、その結果、第1次調査約40万棟、第2次調査約4万棟と膨大な数となり、行政職員のみでは被害認定調査の対応が困難であることが予測された。

また、非木造集合住宅の被害認定調査は、構造体の損傷度の判定に専門性が要求され、従来の行政職員を主体とした調査方式では、調査員が建築の専門家ではないため被害程度の判定を適正に行うことが難しいことが予測された。

その様な予測状況から、専門家の動員が必要不可欠であり、建設業界などの専門家の動員可能性の検討を行い、従来型の行政主体方式と改善案として①行政主体方式、②自己申告方式、③行政+自己申告方式の3方式を示し、それぞれの枠組みにおける専門家の活用形態の比較検討を行い、首都直下地震における非木造集合住宅の被害認定調査に対応できる最も有効な枠組みとして図1に示す「行政+自己申告方式」を推奨した。

本年度は、「行政+自己申告方式」の活用体制スキームの構築を行う。

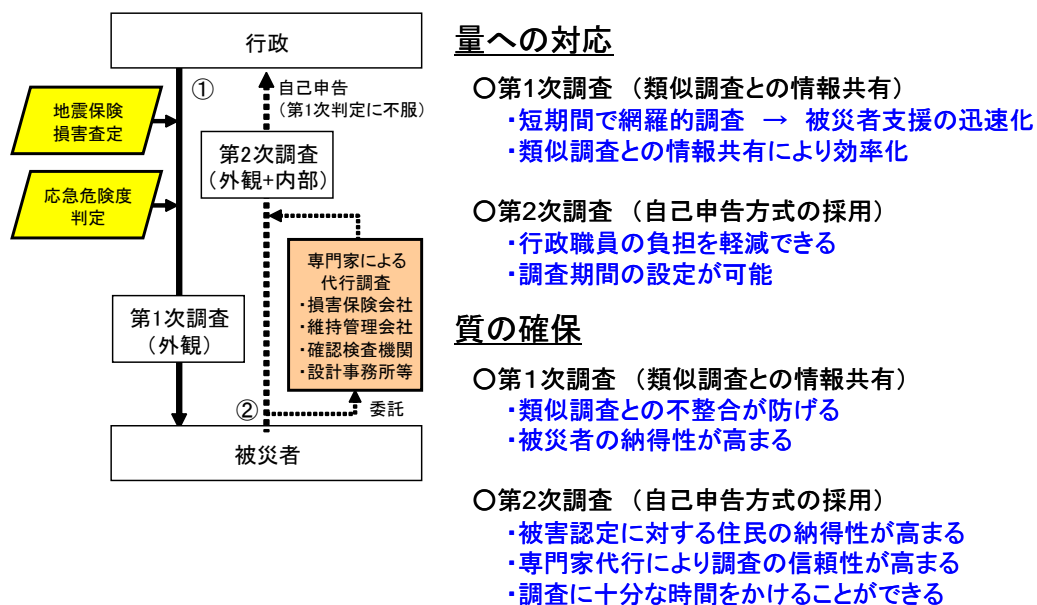


図1 「行政+自己申告方式」のメリット

b) 動員・活用の可能性

活用体制スキーム構築を行うために、昨年度に引続き建設業界等の専門家にヒアリング調査を実施し、災害時対応等について調査を行った。本年度は、昨年度実施した建設会社および損害保険会社以外で、非木造集合住宅と非常に関連がありオーナーの代行的な立場となる住宅リース会社、集合住宅の管理運営を委託される管理会社とその関係諸団体、および被害認定調査を担当する行政へのヒアリング調査を実施した。

また、検査のエキスパートであり通常は審査業務を行っているが、大規模震災時に

は業務が止まることが予測され、被害認定調査への適性の可能性が高い確認検査機関や住宅性能評価機関にもヒアリング調査を実施した。

表1に建築業界等の専門家の専門性を考慮した被害認定調査への適性と、活用形態、およびヒアリング要点を示すとともにと活用の可能性について示した。

表1 専門家とヒアリング要点、活用形態、活用の可能性

業種	専門性	想定される活用形態	要点	ヒアリング実施	
				2010	2011
総合建設会社 (工事管理会社)	・建設技術に精通	専門家	・得意先対応を優先 ・要請あれば対応可能(人数は限定的)	○	
住宅系建設会社 (工事管理会社)	・建設技術に精通(特に住宅)	専門家	・自社施工物件に対する協力の可能性が考えられる(今後の検討事項)		
設計事務所 (工事監理会社)	・意匠、構造、設備に精通 ・図面保有	専門家	・自社設計または監理物件に対する協力の可能性が考えられる(今後の検討事項)		
損害保険会社	・損害査定に精通	情報共有	・損保会社としても査定要員の限界から、情報共有のメリットあり	○	
確認検査機関	・意匠、構造、設備の遵法性等検査技術(検査物件の図面保有)	専門家	・震災後の確認検査業務の繁忙度に依存 ・報酬等の条件が整えば対応可		○
住宅性能評価機関	・意匠、構造、設備の遵法性等検査技術(検査物件の図面保有)	専門家	・性能評価した建物の被災度調査は今後やるべき		○
管理会社	・管理組合との関係 ・設備の維持管理技術 ・建築専門家少ない	専門家	・平常時から管理組合を支援 ・メンテナンスは外部委託 ・教育・訓練制度があれば対応可能		○
デベロッパー (不動産会社)	・図面保有 ・建築専門家は少ない	資料提供	・竣工後関係が希薄		
住宅リース会社	・建物を把握 ・建築専門家は少ない	オーナー代行	・賃貸では賃借人への情報提供サービスが求められる		○
高層住宅管理業協会 (管理会社関連団体)	・管理会社の教育・訓練	教育訓練 情報共有	・分譲マンション管理の9割加盟会社担当 ・被災状況調査者(430人)・マンション修繕技術者の資格資格制度有(1696人) ・マンション被災状況調査マニュアル有		○
日本賃貸住宅管理業協会 (管理会社関連団体)	・管理会社の教育・訓練	教育訓練 情報共有	・賃貸住宅管理の約1/3加盟会社担当 ・賃貸不動産経営管理士資格制度(2万人)		○
地方公共団体 (所管部局)	・固定資産税評価の一環として住宅の調査を実施 ・建築専門家は少ない	住民対応	・被災住民の感情に配慮した対応が求められる		○

設計事務所や建設会社については、適性は問題ないものの、得意先対応が優先され企業(顧客)対応がメインとなる可能性があり、区分所有の集合住宅に関しては、優先順位が低くなる可能性があり、動員の可能性としては現状では不確実な面がある。また、確認審査機関や住宅性能評価機関に関しても、この制度が導入されて都市型の震災が発生していないこともあり、震災時にどのような状況になるのか予測できない部分があり不確実な要素が多い。損害保険会社は、同時期に同じような調査を行うが、調査内容等非公開であり、色々な制約から現状において動員することが難しい。しかし、その調査結果を活用できれば、効率化できるものと考えられる。

住宅リース会社は、災害時に必ず建物の状況確認を行うとのことであるが、建築の専門家が少ない。デベロッパーに関しては、竣工後ほとんど関与しなくなるのが一般的であり、専門家の数も少ない。

管理会社は、非木造住宅の運営において、ほとんどの建物に関わっており、災害時などは、住民の依頼等により管理物件に被害状況の確認に行くことが予測されること

がわかった。管理会社については、建築の専門家は少ないが建物自体について把握している利点がある。また、区分所有の集合住宅については、日常より管理組合を支援している点で住民から相談し易い。そのような点から、管理組合が自己診断を行うことが難しい場合、代行調査員として管理物件の代行調査を管理会社が行うことも可能と思われる。ヒアリングでは、教育・訓練制度があれば対応可能であるとの意見もあった。

管理会社が所属している関係団体のヒアリングでは、区分所有の集合住宅と賃貸集合住宅では、住民が所有者と賃借者の違いは当然あるが、管理会社の業務内容も異なり、区分所有住宅の管理は法律の基準により管理内容等が設けられているのに対し、賃貸集合住宅の管理基準は無く、担当管理会社により内容などが異なるなど賃貸集合住宅は複雑であり、区分所有と賃貸はそれぞれ分けて考える必要があることがわかった。

区分所有の集合住宅の管理会社の関係団体である社団法人 高層住宅管理業協会は、加盟企業で全国の区分所有の集合住宅の約 9 割を占めている。

また、賃貸集合住宅の管理会社の関係団体である財団法人 日本賃貸住宅管理協会は、加盟企業で全国の賃貸集合住宅（木造・非木造あわせて）の約 1/3 程度を占めている。

集合住宅の被害認定調査をこれら協会に何らかの方法で委託したとすれば、かなりの調査棟数をこなせるものと思われる。また、それぞれの協会では独自の資格制度があり、資格の試験、教育等も実施しており、教育・訓練機能としての能力もある。

c) 類似調査

社団法人 高層住宅管理業協会では、加盟する管理会社のためにマンション被災状況調査マニュアルを発行している。目的は、管理組合が建物の復興計画と復興工事の進め方を検討するための第一歩と位置づけられている。表 2 は、震災時に実施される類似調査の一覧を示したのであり、マンション被災状況調査マニュアルにおける判定結果は、被災度区分判定の要否が結果となり、応急危険度判定に近いものである。被害認定調査の内容をこのマニュアルに取り込み活用することができれば、管理会社への教育・訓練面でも有効であると考えられる。

表 2 震災時に実施される類似調査の概要

調査名	目的	対象建物	調査結果	実施主体	調査員
被害認定調査 ²⁾	被害規模の把握 罹災証明書発行	住家	全壊・大規模半壊 半壊・半壊に至らない	市区町村	市区町村職員
応急危険度判定 ³⁾	二次災害防止のための調査	民間住宅・共同住宅・戸建て住宅	危険・要注意・調査済	市区町村	応急危険度判定士 (1級、2級、木造建築士等)
被災度区分判定 ⁴⁾	被災度の把握・継続使用のための復旧要否の判定	被災建物全般	倒壊・大破・中破 小破・軽微	所有者	建築構造技術者 (1級、2級、木造建築士等)
地震保険損害査定 (非公開)	地震保険の査定	加入した居住用建物	全損・半損・一部損	損保会社	鑑定人等
マンション被災状況 調査マニュアル ⁵⁾	地震被害の初期調査	非木造集合住宅	被災度判定区分調査 の要否	管理会社	管理会社職員

d) スキームの構築

b) において現状最適と考える管理会社および管理会社の関係団体を中心に、図 2 に示す「行政+自己申告方式」のスキーム（案）の構築を行った。

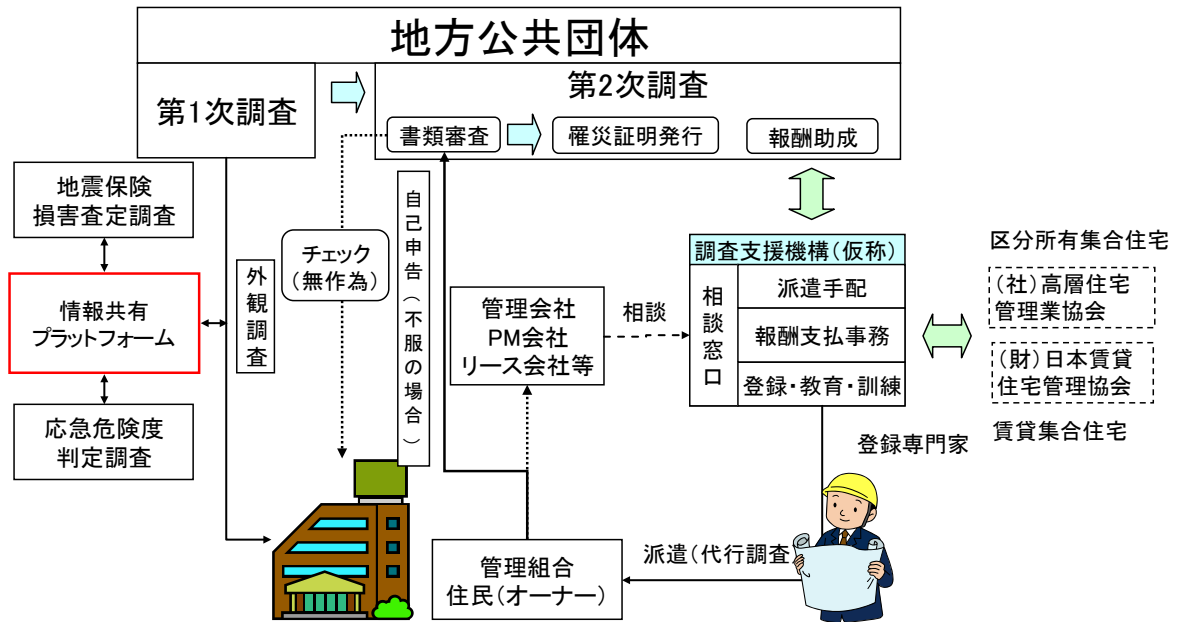


図 2 「行政+自己申告方式」のスキーム（案）

管理組合、住民（オーナー）或いは管理会社が代行して自己申告を行うことを基本として申告を行う。その際、管理会社にはあらかじめ調査専門家として調査支援機構（仮称）に登録し、教育・訓練を受ける。また、自己申告や代行申告が出来ない場合には、調査支援機構（仮称）に窓口を設け、登録専門家を派遣し調査を代行できる仕組みも構築しておく。調査支援機構（仮称）には、所有区分集合住宅の社団法人高層住宅管理業協会と賃貸集合住宅の財団法人日本賃貸住宅管理協会が行えば、加盟している管理会社である程度の非木造住宅の2次調査がカバーできるものと予測される。また、代行申請した場合には、管理会社が調査支援機構（仮称）に申請することにより報酬が支払システムとし、調査支援機構（仮称）2次調査全体のマネジメントを行う。地方公共団体は、申告内容に対する行政としてのチェック機能を確保する。

上記スキーム（案）の採用により解消される、現在の被害認定調査が抱えている問題点およびスキームを実現するための課題を整理すると、以下のとおりである。

【本スキームにより現在の被害認定調査の問題点】

- ・ 類似調査との情報共有による効率化
- ・ 類似調査との不整合が防げる
- ・ 区分所有集合住宅および賃貸集合住宅の管理会社の両関係団体を活用することにより大半集合住宅の調査が確実に実行される
- ・ 調査期間の設定が可能になる
- ・ 行政職員の負担が軽減する

- ・ 被災者の納得性が高まる
- ・ 調査に十分な時間をかけることが出来る

【スキーム実現のための新たな課題】

—類似調査との情報共有—

- ・ 目的の調査それぞれの調査とのデータ共有に関する調整
- ・ 情報共有プラットフォームの構築
- ・ 個人情報保護への対応

—自己申告方式の導入—

- ・ モラルハザードの回避（虚偽申告の防止等）
- ・ 専門家に対する信頼間の醸成（悪徳専門家の排除等）
- ・ 自己申告のための調査マニュアルの作成と普及
- ・ 被災者への相談窓口、代行専門家の紹介・派遣、派遣報酬、等のマネジメント体制の整備
- ・ 代行専門家の教育・訓練・登録制度の整備
- ・ 申告内容に対する行政としてのチェック機能を確保

3) 実現性に関するワークショップの開催

2) で検討した被害認定調査スキームの実現性を評価・検証するため、被害認定調査に関わるステークホルダー（行政担当者、建設業界等専門家、等）に学識経験者を加えた参加者によるワークショップを開催した。

a) ワークショップ開催の目的

首都圏に多数存在する非木造集合住宅の被害認定調査のあり方に焦点を当て、非木造集合住宅の特殊性を踏まえ、膨大な調査対象棟数に対応するための調査スキーム、調査における建築専門家動員の仕組み、マネジメント体制などについて議論し、課題認識の共有化を図ることを目的とした。

b) ワークショップの概要

日 時：2010年12月3日（金） 13：30～17：00

場 所：有明の丘基幹的広域防災拠点 会議室

参加者：31名

行政：内閣府、文科省、東京都区市

建設業界等専門家：建設会社、損保会社、デベロッパー、住宅リース会社、
建物管理会社、他

有識者：大学、コンサルタント

進め方：事前準備として、参加予定者には事前にヒアリング調査を行い、非木造集合住宅の被害認定調査に関する情報提供を行った。当日は、非木造建物の被害認定調査に関連する話題提供の後、パネルディスカッションを行った。

<話題提供>

- ・ 【基調講演】非木造建物の被害認定調査の現状と課題（東京大学 中埜良昭）
- ・ 非木造住家の被害認定について（内閣府 福井武夫）
- ・ 首都直下地震による非木造集合住宅の被害と被害認定調査のあり方
（イー・アール・エス 水越 熏）

<パネルディスカッション>

パネリスト：中埜良昭（東京大学）、福井武夫（内閣府）、
水越 熏（イー・アール・エス）、田中 聡（富士常葉大学）
司会進行：重川希志依（富士常葉大学）



写真-1 話題提供



写真-2 パネルディスカッション

c) パネルディスカッションでの質疑応答（要旨）

パネルディスカッションにおける主な質疑応答や意見交換を以下に示す。

- Q1 超高層建物でも被害が出るのか？ 被害認定はどうするのか？（フロア）
A1 無被害とは言えない。一般の建物と同じ基準で認定する。
- Q2 損傷率の算定は各階で行うのか、代表階のみで行うのか？（フロア）
A2 被害の大きい階で判定することも可としている。
- Q3 震動被害と火災被害が複合した場合の被害認定の考え方は？（フロア）
A3 まだ定まっていない。
- Q4 応急危険度判定との違いは被災者にわかってもらえるか？（フロア）
A4 難しい。冷静なとき（事前）に理解をしてもらう努力は必要。
- Q5 マンションの耐震補強についての居住者の合意形成を図るための解決策はあるか？（フロア）
A5 ケースバイケース。一部の居住者の居住空間に影響が出るケースでは合意形成が難しくなる。バットレスなど外付の補強工法もある。
- Q6 東京にトレーニング用の被災建物を造ることはできないか？（フロア）
A6 今後の課題。疑似体験的な訓練方法もある。
- Q7 非木造の調査について自治体の現状は？（司会者）
A7 ・木造については火災との複合被害を想定した机上訓練をやった。非木造についてはこれから。（A区）

- ・被害認定については木造も含めてまだ認識レベルが低い。(B市、C区)
- ・超高層ビルが多いが、行政で調査できるのか不安。(D区)

Q8 調査スキームに対して建設会社の方の意見は？ (司会者)

A8 ゼネコンの調査データを行政で活用することは難しいと思う。ゼネコンは自社施工物件への対応に追われる。

Q9 住宅リース会社の方のご意見は？ (司会者)

A9 賃貸マンションのサブリース業であるが、入居者への対応として被災調査をしなければならない。行政との連携にも期待している。

Q10 建物管理会社の方のご意見は？ (司会者)

A10 マンション管理会社の協会では被災調査について検討している。行政との連携についても是非検討を進めて欲しい。

ワークショップの議論を通じて抽出された非木造集合住宅の被害認定調査スキームの実現性に関する評価および実現に向けての課題を要約すると以下のとおりである。

<調査スキームの実現性の評価>

- ・ 行政としては、これから検討する区市がほとんどで評価まで至らない。
- ・ ゼネコンの活動は顧客対応重視であり、行政への協力は限定的とならざるを得ない。
- ・ 住宅リース会社および管理会社は公的調査の仕組み構築に期待している。

<調査スキームの実現に向けての課題抽出>

- ・ 高層住宅を含む非木造集合住宅の被害認定調査の実施方法の検討
- ・ 大量の非木造集合住宅の被害認定調査を迅速かつ公平に行うための現実的な実施体制の検討

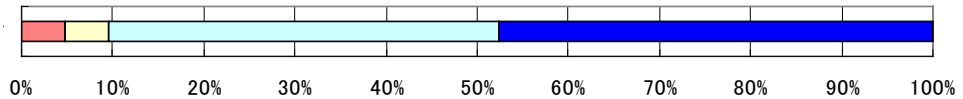
d) 参加者へのアンケート調査結果

今回のワークショップでは、震災時の被害認定調査に対する理解を深め、首都直下地震を想定した場合の非木造集合住宅の被害認定調査に係わる課題認識の共有化することを目的としているため、ワークショップの開始時および終了時に参加者に対するアンケート調査を実施し、その効果を確認した。

アンケート調査の結果から明らかになった参加者の意識レベルの改善効果を列挙すると以下のとおりである。

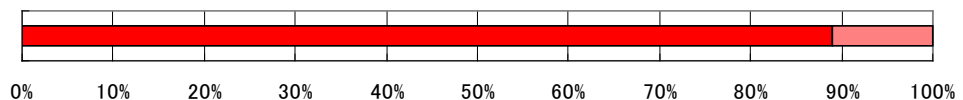
- ・ 震災時に行われる被災建物の各種調査について理解が深まった。
- ・ 震災時に行われる被災建物の各種調査の実施主体について理解が深まった。
- ・ 住家の被害認定調査の調査方法について理解が深まった。
- ・ 首都直下地震に対応して住家の被害認定調査を円滑に行うことの難しさについての認識が深まった。
- ・ 首都直下地震が発生した場合の非木造集合住宅に対する被害認定調査のあり方について検討することは、今後の重要な課題であるとの認識が深まった。(図3参照)
- ・ 非木造集合住宅の被害認定調査においては、建築の専門家の関与が重要であるとの認識が深まった。(図4参照)

Q5 (WS 前) 首都直下地震が発生した場合、首都圏に多数存在する非木造集合住宅（賃貸・分譲マンションなど）の被害認定調査は円滑に行われると思いますか？



■ 1 そう思う ■ 2 どちらかというと思う □ 3 どちらとも言えない □ 4 どちらかというと思わない ■ 5 そう思わない

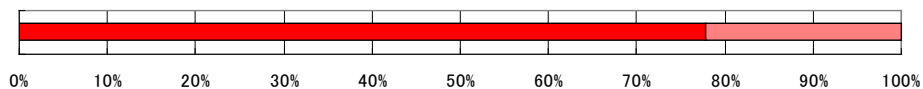
Q5 (WS 後) 首都圏に多数存在する非木造集合住宅（賃貸・分譲マンションなど）の被害認定調査体制についての検討は今後取り組むべき重要な課題だと思いますか？



■ 1 そう思う ■ 2 どちらかというと思う □ 3 どちらとも言えない □ 4 どちらかというと思わない ■ 5 そう思わない

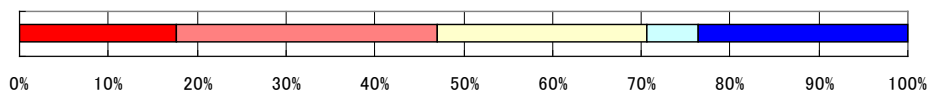
図 3 アンケート調査結果の一例（非木造集合住宅の被害認定調査について）

Q6 (WS 後) 非木造集合住宅の被害認定調査に建築の専門家が関与することは効果的だと思いますか？



■ 1 そう思う ■ 2 どちらかというと思う □ 3 どちらとも言えない □ 4 どちらかというと思わない ■ 5 そう思わない

Q7 (WS 後) あなたのご職業（業種）は、非木造集合住宅の被害認定調査に建築専門家として貢献することができますか？



■ 1 そう思う ■ 2 どちらかというと思う □ 3 どちらとも言えない □ 4 どちらかというと思わない ■ 5 そう思わない

図 4 アンケート調査結果の一例（建築専門家の関与について）

e) まとめ

首都直下地震を想定した場合の非木造集合住宅の被害認定調査の専門家を活用した体制について、行政担当者や建築専門家、学識経験者によるワークショップを開催して議論した。その結果、以下のことが明らかになった。

- ・ 首都直下地震を想定した被災建物の被害認定調査のあり方についての行政および建築専門家の現状の認識レベルは低い、今回のワークショップを通じてその取り組みが重要な課題であることを再確認した。
- ・ 非木造集合住宅の場合、被害認定調査に建築の専門家が関与することが不可欠であることの共通認識が得られた。
- ・ 建築専門家の動員可能性については、建設業界ではやや否定的な意見もあり、必要数を確保できるかどうかについては更なる検討が必要である。
- ・ 一方、集合住宅の管理会社のように、被災度評価の公的な仕組みができれば居住者への説明に活用できるとして、今後の検討に期待するとの意見も出された。

(c) 結論ならびに今後の課題

首都直下地震を想定した非木造集合住宅の被害認定調査を円滑に進めるための調査方法と建設業界等専門家の活用体制のあり方について検討を行い、以下の結論を得た。

① プロジェクトの総合推進

サブテーマ研究グループの定例研究会、月例研究会（八都県市）、全体ワークショップ、研究成果報告会に参加し、プロジェクトの総合推進を図った。

② 建設業界等専門家の活用体制スキームの構築

非木造集合住宅の特殊性および調査対象棟数を踏まえ、類似調査との情報共有の可能性、建設業界等専門家の動員可能性等について検討し、第1次調査は行政主体方式、第2次調査は自己申告方式による調査体制スキームを構築した。

③ 実現性に関するワークショップの開催

非木造集合住宅を対象とした上記の被害認定調査スキームの実現性を評価・検証するため、行政担当者、建設業界等専門家（建設業、住宅リース会社、建物管理会社、確認検査機関、関連諸団体、等）および損保業界へのヒアリング調査を行うとともに、これらステークホルダーに学識経験者を加えた参加者によるワークショップを開催し、情報共有と課題抽出を行った。

以上の今年度の検討結果を受け、本研究における次年度以降の課題として以下の項目が挙げられる。

- ① 非木造建物（特に集合住宅）の被害認定調査の実施方法の検討
- ② 被害認定調査から罹災証明発行までを迅速に行うための現実的な制度の検討

(d) 引用文献

- 1) 首都直下地震防災・減災特別プロジェクト ③広域的危機管理・減災対策の構築に関する研究（平成21年度）成果報告書 平成22年 5月
- 2) 内閣府（防災担当）：災害に係る住家の被害認定基準運用指針、平成21年6月

- 3) (財)日本建築防災協会：被災建築物応急危険度判定マニュアル、平成 10 年 1 月
- 4) (財)日本建築防災協会：震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針、平成 13 年 9 月
- 5) (社)高層住宅管理業協会 マンション保全センター マンション被災状況調査マニュアル 平成 17 年 12 月

(e) 学会等発表実績

なし

(f) 特許出願，ソフトウェア開発，仕様・標準等の策定

1) 特許出願

なし

2) ソフトウェア開発

3) 仕様・標準等の策定

なし

(3) 平成 23 年度業務計画案

危機管理業務及びシステムの一元化標準仕様の開発

非木造集合住宅に居住する世帯が過半数を占める首都圏の特殊性を踏まえ、膨大な数の非木造集合住宅の被害認定調査を円滑に進めるために必要となる建設関連企業および建設分野の人材活用と体制のあり方について提言をまとめる。

(a) プロジェクトの総合推進

サブテーマ研究グループの定例研究会、九都県市協議会、サブプロ③研究成果報告会に参加し、他のサブテーマグループが進めている内容等から、被害認定調査スキームなどに反映、活用できるものがあれば協力しプロジェクトを推進する。

(b) 非木造集合住宅の被害認定調査における建設業界等専門家活用体制の最適化の検討

平成 23 年度は、これまでの各種の類似調査との情報共有および自己申告方式の導入を前提とした建設分野の人材活用体制についての検討とワークショップ等により抽出された課題をふまえ、市区町村（東京都等の代表的な区市等）、住宅関連機関、建設関連企業等による研究会に参加し、以下の事項について検討を行い、首都の特殊性を考慮した非木造集合住宅の被害認定調査の現実的な方法と制度について提言を行う。

①非木造建物（特に集合住宅）の被害認定調査の実施方法

②被害認定調査から災証明発行までを迅速に行うための現実的な制度